注　１　［略］
　　２　削除

［３～８　略］
　　９　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録埋設確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

備考［１～３　略］
［削る。］

別記様式第24（第19条の２第１項第２号関係）

［略］

埋設確認申請書
（第19条第１項第17号ロにおける埋設及び覆土についての確認）

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿（注３）
氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

［略］

［略］

埋設確認希望年月日	年　　月　　日
手数料の納付方法（注４）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録埋設確認機関に申請する場合） ハ　登録埋設確認機関の定める方法による納付

注　１　［略］
　　２　削除

注　１　［同上］
　　２　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録埋設確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

［３～８　同上］
［加える。］

備考［１～３　同上］
　　４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第24（第19条の２第１項第２号関係）

［同上］

埋　設　確　認　申　請　書
（第19条第１項第17号ロにおける埋設及び覆土についての確認）

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。（注２）

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿（注３）
氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

［同上］

［同上］

埋設確認希望年月日	年　　月　　日

注　１　［同上］
　　２　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録埋設確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。